

平成30年6月29日

平成29年度独立行政法人国立高等専門学校機構調達等合理化計画 自己評価書

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成29年度独立行政法人国立高等専門学校機構調達等合理化計画を定めた。

その結果について、契約状況をまとめるとともに実施内容について評価を行う。

1. 平成29年度契約実績

平成29年度の国立高等専門学校機構の調達全体像 (単位：件、億円)

| | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 比較増△減 | |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|------------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札等 | (69.36%) 713 | (77.08%) 103 | (71.76%) 793 | (73.57%) 90 | (11.22%) 80 | (△12.62%) △13 |
| 企画競争・公募 | (2.53%) 26 | (0.93%) 1 | (1.54%) 17 | (0.69%) 1 | (△34.62%) △9 | (0%) 0 |
| 競争性のある契約(小計) | (71.89%) 739 | (78.01%) 104 | (73.30%) 810 | (74.26%) 91 | (9.61%) 71 | (△12.50%) △13 |
| 競争性のない随意契約 | (28.11%) 289 | (21.99%) 29 | (26.70%) 295 | (25.74%) 32 | (2.08%) 6 | (10.34%) 3 |
| 合計 | (100%) 1,028 | (100%) 133 | (100%) 1,105 | (100%) 123 | (7.49%) 77 | (△7.52%) △10 |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

平成29年度の国立高等専門学校機構の一次応札・応募状況 (単位：件、億円)

| | | 平成28年度 | 平成29年度 | 比較増△減 |
|------|----|--------------|--------------|---------------|
| 2者以上 | 件数 | 529 (71.58%) | 567 (70.00%) | 38 (7.18%) |
| | 金額 | 81 (78.07%) | 70 (76.92%) | △11 (△13.58%) |
| 1者以下 | 件数 | 210 (28.42%) | 243 (30.00%) | 33 (15.71%) |
| | 金額 | 23 (21.94%) | 22 (24.18%) | △1 (△4.35%) |
| 合計 | 件数 | 739 (100%) | 810 (100%) | 71 (9.61%) |
| | 金額 | 104 (100%) | 91 (100%) | △13 (△12.50%) |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野についての目標及び自己評価

目 標

(1) 一者応札・応募の減少

- ① 入札参加要件の緩和
 - ア 参加業者等級の拡大（物品・役務）
 - イ 施工実績の緩和（工事）
 - ウ 地域要件の緩和
- ② 公告期間のより十分な確保
原則として、12日間以上の期間を確保。
- ③ 業務等準備期間のより十分な確保
 - ア 納品等期間のより十分な確保（物品・役務）
 - イ 工事施工期間のより十分な確保（工事）
- ④ 仕様策定の見直し（物品・役務）
 - ア 複数業者に対して意見招請を行う。
 - イ 調達の背景、目的及び必要機能等の説明を具体的に明示する。
 - ウ 機器の性能に係る比較表等を作成する。
- ⑤ 事後点検の実施
1者応札・1者応募となった原因を調査し、改善につなげる。

(2) 共同調達の実施

法人全体の契約事務の効率化を図るため、平成29年度においては、新たに近隣高専間における物品等の共同調達を実施していくことによりスケールメリットを生かした経費の節減を目指す。

自己評価

(1) 一者応札・応募の減少

実施した取り組み内容

- ①参加業者等級の拡大、施工実績の緩和、地域要件の緩和に積極的に取り組んだ。
- ②公告期間については、12日以上確保できている割合は88%となっており、概ね目標を達成している。なお、前年度と比較しても割合が改善した。（86%→88%）
- ③契約手続きを早期に行うよう意識し、納品期間及び工事施工期間等の十分な確保に努めた。
- ④仕様書の要件を最低限必要な項目に絞るなど、入札に参加できる者を多く確保できるよう努めた。
- ⑤契約監視委員会にて機構本部及び各高専の契約内容の事後点検を行い、問題点等をフィードバックするなど、適切な調達の実施のための改善に努めた。

実施の効果・目標の達成状況

一者応札・応募については前年度から増加した。

課題・今後の対応方針

翌年度以降も一者応札・応募削減の取り組みを徹底することに加え、研修等を通して適正な調達に対する調達担当者の意識向上を図る。

(2) 共同調達の実施

実施した取り組み内容

昨年度に引き続き、一部の高専において近隣の大学と共同調達（重油）を実施した。
新規事項としては、本部事務局にて全高専分のマルウェア対策ソフトの一括調達を実施した他、高専間での共同調達（重油、トイレトペーパー）を実施した。
これら以外の品目についても共同調達の実施に向け検討を重ねている。

実施の効果・目標の達成状況

これまでの取り組みに加え、上記の新規共同調達を行ったことによりさらなる業務の効率化が図れた。

課題・今後の対応方針

翌年度以降も共同調達を進め、経費削減及び業務効率化に努める。

3. 調達に関するガバナンスの徹底に関する目標及び自己評価

目 標

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに規則上の基準額を超えた随意契約（以下「競争性のない随意契約」という）を締結することとなる案件（法令等で認められた随意契約は除く）については、事前に本部事務局財務課に報告し、会計規則等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急に契約を締結する必要がある場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

文部科学省が公表している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、以下のとおり必要な措置を講じる。

- ①教職員には、原則として公的研究費の不正使用防止に関する研修会への出席を義務付ける。
- ②発注と検収は事務部門で行い、担当者を明確に分離させる。
- ③取引業者に対して、不適切な経理を行っていない又は行わない旨の誓約書の提出を求める。
- ④調達事務担当者のスキルアップのために、定期的に職員研修を実施し、積極的な参加を義務付ける。

○自己評価

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

実施した取り組み内容

競争性のない随意契約については、各高専の担当者に対して、新たな契約を締結する場合の手続きについて周知徹底を図った。その結果、目標に掲げた競争性のない随意契約については、本部事務局財務課への報告を受けるとともに、契約監視委員会にて、事前又は事後の確認・点検を行った。

実施の効果・目標の達成状況

すべての案件を点検しており、目標を達成できている。

課題・今後の対応方針

翌年度以降も目標を達成できるよう、本部事務局財務課及び契約監視委員会での点検を徹底する。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

実施した取り組み内容

- ①機構本部及びすべての高専においてコンプライアンス推進責任者の下、研修会を開催し出席を義務づけた。出席できなかった教職員に対しては、後日個別に内容を伝えるなど、研修内容の周知徹底を図っている。
- ②機構本部及びすべての高専において、発注と検収は事務部門で行っており、担当者を明確に分離させている。
- ③機構本部及びすべての高専において、取引を行う業者に対して誓約書の提出を求めており、理由無く提出されない業者とは、取引を認めていない。
- ④機構本部及びすべての高専において、様々な研修を実施しており、多くの職員が参加した。

実施の効果・目標の達成状況

目標とした項目はすべて実施できており、達成している。

課題・今後の対応方針

翌年度以降も目標を達成できるよう、実施を徹底する。